

**\*夏季休暇のおしらせ\***

誠に勝手ながら 8/15 (月)・8/16 (火) を夏季休業日とさせていただきます。ご了承ください。

**移転価格税制 (森本)**

移転価格税制の課税の仕組みは、法人が国外関連者との間で行われた国際取引において、その取引に付された対価の額が、独立企業間価格と異なることにより法人の課税所得金額が減少している場合に、独立企業間価格をその取引に係る対価の額として所得計算をするというものです。

※国外関連者の範囲・・・法人と親子関係、孫会社の関係、兄弟姉妹会社の関係等を含む特殊の関係にある外国法人です。

※独立企業間価格・・・「一方の企業が他方の企業を支配する特殊の関係がない場合に双方の企業間で取引条件その他の事情が同一又は類似の状況下で取引が行われた場合に成立したであろう価格」をいいます。

この独立企業間価格の算定方法については、基本三法と言われる独立価格比準法 (CUP 法)、再販売価格基準法 (RP 法)、原価基準法 (CP 法) と、その他の方法がありますが、移転価格税制においては、この独立企業間価格の算定が大切なポイントとなります。そのため、平成 28 年度税制改正により一定の要件を満たす法人は独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類 (ローカルファイル) を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました (この改正は平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。)

**イースリー相続倶楽部 (田中)**

イースリーパートナーズでは相続対策のコンサルティングに力を入れております。

昨年より相続税の改正が行われ、より多くの方にとって相続税が身近なものとなりました。実務を通じて、改正により明らかに相続税の申告に関する問い合わせやご相談が増えたと感じます。

弊社が関与させていただいた相続税申告の件数をとって、前年度は改正により申告が必要となった件数が約 20% を占めておりました。

そこで、我々は新たな取り組みとしてイースリー相続倶楽部を発足いたしました。普段は税務申告が必要ないため、税理士の関与がない方でも将来相続税が心配な方は多いと思います。

そういった方々に対して、相続倶楽部にご入会いただき、情報提供をしていこうと考えております。年会費などは無料となっておりますので、ご興味のある方はこの機会にご入会をご検討いただければ幸いです。

詳しくは Web で「イースリー相続倶楽部」と 検索してください。

<http://www.asset-e3-partners.com/souzokuclub.html>